

平成26年5月14日

答 申 書

葉山町長 山梨崇仁殿

葉山町個人情報保護審査会 会長 相 川 忠 夫

当審査会は、平成26年4月4日、実施機関（葉山町長）から、臨時福祉給付金の支給における加算措置に関する事務を遂行するため、年金受給者および各種手当に関する個人情報を本人以外から収集すること、ならびに、本人通知を省略することについて諮問を受け（葉福第14号）、審議した結果、次のとおり答申する。

一 答申

当審査会は、実施機関が、臨時福祉給付金の支給における加算措置に関する事務を遂行するため、本人（情報主体である町民）の同意を得ることなく、必要な個人情報を本人以外から収集することができるかと判断する。

ただし、支給申請書の作成において税務情報を目的外利用した旨および加算要件の審査のために本人以外の者から個人情報を収集した旨を、支給申請書に示すとともに、その旨を一般に公表すべきである。

二 理由

1 臨時福祉給付金

臨時福祉給付金は、平成26年4月からの消費税率引上げが低所得者層に及ぼす影響を考慮し、税制一体改革の枠組の中で講じる社会保障の充実のための措置とともに、低所得者層の負担を緩和することを目的として、消費税が8%である期間を対象に1回を限りに臨時的に実施される給付措置である（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年8月22日法律第68号）第7条第1号ハ、平成25年10月1日閣議決定、同年12月5日閣議決定）。その具体的な内容は、次のとおりである。

(1) 実施主体

市町村（特別区を含む。）が、臨時福祉給付金の実施主体となる。ただし、その費用は、国が全額を負担する。

(2) 支給対象者および支給額

臨時福祉給付金は、平成26年1月1日を基準日として、①同年度の市町村民税（均等割）が課税されていない者を対象として、1人につき1万円を支給する。また、②支給対象者が、老

齡基礎年金等の年金受給者（同年 3 月分の受給権があり、4 月分または 5 月分の年金支給を受けた者）や児童手当等の受給者（同年 1 月分の受給者）である場合には、さらに 1 人につき 5,000 円を加算して支給する。

ただし、課税されている者の扶養親族等や生活保護の受給者等は、除外される。扶養親族等は、扶養者の経済的負担のもとに養育されている者であり、生活保護の被保護者等は、保護の実施基準等の改定によって対応措置が執られるためである。

なお、年金受給者と児童手当等の受給者で、臨時福祉給付金の支給対象となるかどうかの判断基準日が異なるのは、児童手当等の受給者については、子育て世帯臨時特例給付金との間で併給調整を実施する必要があるため、同給付金の判断基準日が 1 月 1 日になっていることによる。

(3) 支給手続

臨時福祉給付金は、支給対象者からの支給申請を前提にして支給される。臨時福祉給付金の支給を希望する者は、平成 26 年 1 月 1 日時点の住所地の市町村に対し、支給の申請をする。申請を受けた市町村は、申請者について、①平成 26 年度の市町村民税が課税されていない者という支給要件を満たしているかどうかを審査する。さらに、②年金等の受給者や児童手当等の受給者という加算要件を満たすかどうか審査する。審査の結果、①の支給要件のみを満たす者に対しては 1 万円を、①および②を満たす者に対しては 1 万 5,000 円を支給する。

2 町における臨時福祉給付金の支給

町では、福祉課が主管課となり、臨時福祉給付金の支給業務を処理する。その実施に当たっては、平成 26 年 1 月 1 日の時点で町に住所があったことを確認した上で、支給要件および加算要件について審査しなければならない。支給要件の審査では、税務課が保有する税務情報と照合し、平成 26 年度の町民税を課税されているかどうかを確認する。加算要件の審査では、国または他の公共団体等が保有する年金等の情報を収集し、これと照合し、年金等の受給者であることを確認しなければならない。

原則論を言えば、実施機関は、臨時給付金の申請者に対し、支給要件および加算要件の審査に必要な情報の提供を求めるべきである（葉山町個人情報保護条例（平成 11 年 12 月 20 日条例第 16 号。以下「町条例」という。）第 3 項）。

しかし、これでは、臨時福祉給付金の支給業務が煩雑なものとなり、業務処理の遅延が容易に想像できる。そこで、実施機関は、支給業務をより迅速化・効率化できる方法を採用したいと考えている。

まず、税務課が、その保有する税務情報に基づいて、平成 26 年度の町民税を課されない者（支給要件を満たしている者）および未申告者（支給要件を満たしている可能性はあるが、未申告のため不確定な状態にある者）のリストを作成する。これによって、臨時福祉給付金の支給要件を満たす者と個別的な追加調査が必要な者を一覧化したのと同じ結果が得られる。このリストに基づいて、税務課が、リストに氏名が記載された者に宛てて、申告の態様をする際または

平成 26 年度には町民税を課されない旨の連絡をする際に、臨時給付金に関する案内と支給申請書を同封することによって、支給要件を満たしている者もその可能性のある者も、臨時給付金の存在と支給要件を認識した上で、簡単に申請できるようにする。こうした方法によるならば、申請者の大半については、既に支給要件を満たしていることが判明しており、支給要件を満たすかどうかの審査が迅速化・効率化される。

次に、加算要件とされている年金等の情報を国または他の公共団体等から一括して収集しておく。これによって、支給申請者が加算要件を満たすかどうかの審査を迅速かつ効率的に実施することが可能となる。なお、国または他の公共団体等から収集する情報は、次のとおりである。

- ①日本年金機構から、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等に関する個人情報
- ②神奈川県子ども家庭課から、児童扶養手当、特別児童扶養手当に関する個人情報
- ③神奈川県保健福祉事務所から、特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当（経過措置分）に関する個人情報
- ④神奈川県保健予防課から、原爆被爆者諸手当に関する個人情報
- ⑤厚生労働省健康局から、毒ガス障害者対策手当に関する個人情報
- ⑥葉山町子ども育成課から、予防接種法に基づく健康被害救済給付金に関する個人情報
- ⑦厚生労働省健康局から、新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法に基づく健康被害救済給付金に関する個人情報

3 当審査会の審査対象

2 で見たように、実施機関は、臨時福祉給付金の支給業務を迅速化・効率化するための方法を採用したいと考えている。

しかし、実施機関がこうした方法を採用するには、国または他の公共団体等が保有する情報を収集すること、および、税務課が既に保有する税務情報を目的外利用することについて、本人の同意を得る必要がある（町条例第 8 条第 3 項第 2 号、第 9 条第 1 項第 2 号）。しかし、これでは、実施機関の懸念する支給業務の煩雑化、処理の遅延は解消されない。

それゆえ、実施機関は、本人の同意を得ることなく、国または他の公共団体等が保有する情報を収集することができるかどうかを諮問している。まず、これが当審査会の審査対象となる。

さらに、本件の諮問書には記載されていないが、平成 26 年度の町民税を課されない者および未申告者を抽出するために税務情報を目的外利用することが、町条例に照らして許容されるかどうか当審査会の審査対象としなければならない。平成 26 年 4 月 17 日の実施機関（担当：福祉課）による口頭説明によれば、実施機関が採用しようとしている方法は、2 で見たような税務情報の目的外利用なしには不可能な方法であるからである。

4 当審査会の判断

(1) 町条例の定め

町条例は、「個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定める」ことによって、「個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって基本的人権の擁護及び公正で民主的な町政の推進に寄与すること」を目的としている（町条例第1条）。

不正確な個人情報に基づき行政活動を実施し、または、個人情報の不適切な利用をするならば、誤った行政活動を誘発するばかりでなく、それによって本人の権利利益の侵害をもたらすおそれがある。場合によっては、本人に関する誤ったイメージが形成されたり、他人に知られたくない個人情報が漏洩し、本人の尊厳を傷つけるおそれもある。町条例は、個人情報の適切な取扱いによって、このような危険性を除去することを目的としている。

他方、町条例は、個人情報を収集・利用する必要がある行政活動の内容・性質によっては、個人情報に関する慎重な取扱いを緩和する必要があることも、第8条第3項各号および第9条第1項各号において認めている。

第8条第3項は、行政活動に必要な個人情報は、原則として本人から収集すべきものと定めるとともに、次の場合には、本人以外の第三者から本人に関する個人情報を収集できるとする。

「(1) 法令の規定に基づき収集するとき。

(2) 本人の同意に基づき収集するとき。

(3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認められて収集するとき。

(4) 出版、報道等により、公にされたものから収集するとき。

(5) 審査会の意見を聴いた上で、本人から収集することにより町の機関又は国若しくは他の地方公共団体の機関が行う当該事務又は事業の性質上その目的の達成に支障が生じ、又は円滑な実施を困難にするおそれがあることその他本人以外の者から収集することに相当な理由があることを実施機関が認めて収集するとき。」

第9条第1項は、個人情報を本来の目的以外の目的のために利用することを原則として禁止するとともに、次の場合には、目的外利用を許容している。

「(1) 法令の規定に基づき利用し、又は提供するとき。

(2) 本人の同意に基づき利用し、若しくは提供するとき、又は本人に提供するとき。

(3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認められて利用し、又は提供するとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で必要があると認められて利用し、又は提供するとき。」

(2) 税務情報の目的外利用

実施機関（担当：税務課）は、一種の行政サービスとして、町民に対し、町民税に関する情報を提供したり、申告納税を慫慂したりすることができる。そのために、既に保有している税

務情報を利用することも可能である。こうした場合は、個人情報目的外利用にはならず、地方税法（昭和 25 年 7 月 31 日法律第 226 号）第 22 条の定める守秘義務違反の問題を生ずることもない。

しかし、2 で見たように、支給業務の迅速化・効率化に資することを真実の目的として、平成 26 年度の町民税を課税されない者および未申告者を抽出することは、税務に関する業務ではない。確かに、臨時福祉給付金が町民税を課されていないことを支給要件とする点で、何らかの関連性があるように見えるかもしれない。しかし、臨時福祉給付金の支給は、消費税率の引上げが低所得者に及ぼす影響の緩和である。それ自体では、税務行政に属する業務ではない。

ところで、臨時福祉給付金については、支給業務を処理するために税務情報を目的外利用することを許容する法律規定が存在しない。それゆえ、実施機関が、2 で見た方法を採用するには、町条例第 9 条第 1 項各号のいずれかに該当しなければならない。しかし、諮問の趣旨および支給業務の処理方法を考慮すれば、同項第 1 号～第 3 号には該当せず、同項第 4 号に該当すると判断できるかどうかのみが問題となる。そして、同号に該当すると言うには、税務情報の目的外利用が臨時福祉給付金の支給業務のために特に必要性があり、町民の個人情報保護の観点で問題を生じないことが確認されなければならない。

臨時福祉給付金の支給目的に照らせば、できる限り早期に支給を実施することが求められるとともに、支給漏れが生じないよう配慮されなければならない。

支給対象者からの支給申請を待ち、本人の同意を得た上で個別的に税務情報を確認したのでは、支給が遅延するばかりでなく、実施機関における事務処理が煩雑なものとなる。さらには、臨時福祉給付金の存在を知らず、あるいは、自己が支給要件を満たしていることに気付かない町民が出現するおそれもある。こうしたおそれを解消する手段として、税務情報を目的外利用して支給申請書を作成し、送付することは、極めて有効である。これによって、平成 26 年度の町民税を課されない者（支給要件を満たしている者）および未申告者（支給要件を満たしている可能性はあるが、未申告のため不確定な状態にある者）を的確に抽出することが可能になり、申請後に行われる審査の迅速化・効率化を実現することができる。さらに、支給要件を満たすことが確定した者ばかりでなく、その可能性のある者に対しても、臨時給付金と支給要件を告知することができ、支給漏れを防止するために有効な措置となる。

さらに、実施機関は、「個人情報の漏えい……の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずる」よう努めなければならない（町条例第 10 条第 2 項）、実施機関の職員も、「職務上知り得た個人情報」を漏らし、濫用することを禁止されているほか（町条例第 3 条第 2 項）、刑事罰の威嚇を伴う守秘義務を課されている（地方公務員法第 34 条第 1 項、第 60 条第 2 号）。本人に関する税務情報が、実施機関の外部に拡散するなどして、これによって本人が困惑を覚え、精神的な被害を被るおそれが生ずるとは考え難い。また、支給申請書において支給要件を明示するならば、支給対象者とならない者に誤解を与えるおそれも、排除することができきる。それゆえ、町民の権利利益を侵害するおそれは認められない。

ただし、税務課も福祉課も、実施機関である町長の補助部局であるが、個人情報の適切な取扱いという観点からは、税務課の保有する情報については、税務課の職員であって、かつ、個人情報を取り扱う必要のある職員のみが閲覧・利用できるようにすべきである。個人情報を取り扱う必要のない職員や他課の職員が、個人情報を制約なく閲覧・利用できるようにしてはならない。それゆえ、税務課の保有する税務情報に基づき平成 26 年度の町民税を課されない者を抽出する事務は、税務課において処理するのが望ましい。

さらに、臨時給付金に関する案内や支給申請書は、税務課の保有する税務情報に基づき作成されたリスト（平成 26 年度の町民税を課されない者および未申告者を一覧化したもの）は、特定の個人に関する税務情報を明らかにするものであるから、実施機関の内部においても、できる限り拡散されないように努めるべきであろう。確かに、町条例や地方公務員法の定めを考慮するならば、実施機関の外部にまで個人情報が拡散することはない。しかし、実施機関の内部であっても、個人情報は、それを保有・管理する責任を負う部局の内部で適切に管理されている状態をできる限り維持するほうが望ましい。それゆえ、税務課が実施する申告の遡りまたは平成 26 年度の町民税が課されない旨の連絡をする際に、その連絡文書に臨時給付金の案内や支給申請書を同封して、税務課において発送するという実施機関の方法は、結論として妥当と考えられる。

以上のように、税務課において、平成 26 年度の町民税を課されない者および未申告者を抽出し、臨時給付金の案内や支給申請書を税務に関する連絡とともに発送する方法は、臨時福祉給付金の支給業務を処理する上で有効であり、その迅速化・効率化に資する一方で、本人の権利利益を侵害するおそれは認められないから、町条例第 9 条第 1 項第 4 号に基づき、目的外利用が許容される場合に当たると判断する。

(3) 国または他の公共団体等からの個人情報の収集

実施機関は、平成 26 年度の町民税を課されないという支給要件を満たした者が、さらに加算要件を満たすかどうかの審査を迅速化・効率化するために、事前に、本人の同意を得ることなく、審査に必要な個人情報を国または他の公共団体等から収集する必要があると言う。本人の同意を待って加算要件を満たすかどうかを個別に確認する方法を採るならば、支給業務の迅速化・効率化を損なうことは明らかである。

もちろん、個人情報が、それを適切に管理する責任を負う国または他の公共団体等から町に移転することを軽視することはできない。しかし、町（実施機関）は、収集した個人情報を臨時福祉給付金の加算要件を満たすかどうかの審査においてのみ利用し、それ以外の目的で利用することはない。しかも、これらの情報は、加算要件を審査するために必要不可欠な情報であり、これがなければ正確な審査は不可能である。個人情報の収集を認めることによって、本人の権利利益を侵害するおそれは認められない。また、(2) で見たように、これらの情報が、実施機関の外部に漏洩すると考える理由もない。

これに対して、加算要件を審査するために必要な情報を本人から収集するとすれば、実施機関の支給業務ばかりでなく、個人情報保有する国または他の公共団体等の事務を煩雑化させる。特に、国または他の公共団体等は、臨時福祉給付金の支給申請者からの個別的な情報提供要求に個々別々に応えることになるか、あるいは、支給申請者から提供された情報の真偽を確認するために町が行う個別的な確認依頼に対応する必要に迫られる。これでは、町の支給業務の迅速な処理が期待できないばかりでなく、国または公共団体等の通常業務にまで支障を及ぼすおそれがある。

以上のことからすれば、必要な情報を本人から収集する方法を採るならば、臨時福祉給付金の支給業務の「円滑な実施を困難にするおそれ」があり、「本人以外の者から収集することに相当な理由がある」と認めることができる。したがって、実施機関は、町条例第8条第3項第5号に基づき、加算要件を審査するために必要な個人情報を国または他の公共団体等から収集できると判断する。

(4) 本人への通知の必要性

当審査会は、(2)で説明したように、実施機関が、臨時福祉給付金の支給業務を処理するに当たり、本人の同意を得ることなく、税務課の保有する税務情報を目的外利用できると判断した。また、(4)で説明したように、実施機関が、加算要件の審査をするために、本人の同意を得ることなく、本人に関する個人情報を国または公共団体等から収集できると判断した。いずれも、本人の権利利益を侵害することがなく、支給業務の処理を迅速化・効率化できるからである。

ただし、町条例は、いずれの場合についても、「審査会の意見を聴いた上で適当と認めたとき」を除き、本人に対し、個人情報を目的外利用した旨または本人以外の者から個人情報を収集した旨を通知しなければならないと定めている（第9条第2項、第8条第4項）。

この点、支給申請書が送付される者については、税務情報を目的外利用をした旨の通知をすることも、加算要件の審査に必要な個人情報を国または他の公共団体等から収集した旨を通知することも容易である。支給申請書中に、当審査会の答申に基づき、税務課の保有する税務情報を利用して申請書を送るべき者を抽出した上で申請書を作成した旨を明示すること、および、加算要件を審査することを目的として、国または他の公共団体等から審査に必要な個人情報を収集する旨を明示することによって、個人情報の目的外利用の事実も、本人以外の者から情報収集した事実とその目的も、同時に通知することができるからである。このような形式による通知を省略する必要性は認められない。

ところが、平成26年度の町民税を課される者に対しては、支給申請書が送付されない。これらの者は、実施機関が臨時福祉給付金の支給業務を処理するに当たり、自己に関する税務情報が目的外利用された事実についても、自己に関する個人情報から国または他の公共団体から収集された事実とその目的についても、知ることはできない。これらの者に対して、目的外利用

と情報収集について通知をするには、各人を名宛人とした個別の通知書を作成し、送付するほかない（通知書の様式は、葉山町個人情報保護条例施行規則（平成 12 年 3 月 28 日規則第 2 号）第 5 条第 1 項、第 2 項で定められている。）。

しかし、例えば、平成 25 年度には、町民税を納付した者は、15,667 人にも及ぶ。これらの者に対し、個別の通知を送付することは、厩大な事務作業を実施機関に課すことになる。臨時福祉給付金の支給に関する事務量をいたずらに増加させるだけで、その処理を著しく遅延・停滞させてしまうことは明らかである。

既に説明したように、税務情報の目的外利用も、国または他の公共団体等からの個人情報の収集も、個人の権利利益を侵害するおそれがなく、かつ、支給業務の正確、迅速、効率的な処理に資するからこそ、許容される。それゆえに、本人の同意も必要とされない。

以上のことからすれば、町民税を課され、支給申請書を送付されない者に対しては、個別の通知書を送付する必要はないと判断するのが合理的である。これらの者との関係では、当審査会の答申に基づき、税務課の保有する税務情報を利用して申請書を送るべき者を抽出した上で申請書を作成した旨を明示すること、および、加算要件を審査することを目的として、国または他の公共団体等から審査に必要な個人情報を収集する旨を一般に公表することをもって満足すべきである。

したがって、実施機関は、申請書中に目的外利用および情報収集について説明する文章を記載するとともに、同一内容を一般に公表すべきである。